

静岡県

本社機能の移転・拡充 に対する支援制度

静岡県で事務所・研究所等を新增設すると
全国トップクラスの減税等が受けられます

東京23区
からの移転は
さらに優遇!

写真提供：静岡県御殿場市

認定タイプ

拡充型 … 地方から静岡県への移転、静岡県内での移転・拡充、起業
移転型 … 東京23区からの移転

拡充型 不動産取得税 減税率 **95%**

オフィス減税 特別償却 **15%**
or 税額控除 **4%**

雇用促進税制 最大 **30万円/人**

移転型 不動産取得税 **免除**
事業税 3年間 **免除**

オフィス減税 特別償却 **25%**
or 税額控除 **7%**

雇用促進税制 最大 **170万円/人**

制度利用の流れ

令和8年3月末まで

令和13年3月末まで

認定申請

県知事による
認定

着工

完成

施設供用開始
新規雇用

計画完了

1

認定
要件



必ず
認定後に
実施する

2

優遇
措置

完了まで毎年
実施状況
報告する

1

認定
要件

知事に対し、「地方活力向上地域」内で「特定業務施設」を整備する事業の計画(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)を申請し、認定されてから、整備を行ってください。主な要件は以下のとおりです。

静岡県HP



場所

地方活力向上地域

静岡県地域再生計画で定める地域

詳しくは県HPへ



整備内容

特定業務施設 の 新設、増設、購入、賃借、既存施設の用途変更

▶ 特定業務施設



事務所

部門	業務
調査・企画部門	事業・製品の企画・立案や市場調査
情報処理部門	自社のための社内業務としてシステム開発等
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括業務
情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、書籍の出版等
商業事業部門の一部	情報通信技術により対面以外の方法による業務を行うもの
サービス事業部門の一部	調査・企画部門等の業務の受託に関する業務を行うもの
その他管理部門	総務、経理、人事、その他の管理業務



研究所 研修所

… 研究開発・人材育成において重要な役割を担うもの
(工場内の研究施設等を含む)



従業員数

常時雇用する従業員※を5人以上増加 (中小企業者の場合は1人以上)

※ 無期雇用かつ1週間の所定労働時間が20時間以上で、集中地域(首都圏、中部圏、近畿圏の一部地域)以外の特定業務施設において特定業務に従事する従業員



拡充型



移転型

転勤

東京23区

- 東京23区から特定業務施設を移転
- 増加従業員の過半数が東京23区からの転勤者
又は、事業開始から1年以内に東京23区からの転勤者が半数を超える場合は、期間全体では4分の1以上

- ・必ず**確定申告**を行ってください。
- ・特定業務施設の**新設**に併せて整備される児童福祉施設も対象となります。

拡充型

移転型

県税

事業税

対象外

- ・課税免除対象 … 課税標準額 × (特定業務施設の従業員数 / 県内の総従業員数)

免除

【供用開始年度を含む 3 年間】

不動産取得税

95%減税

- ・税額 = 不動産の評価額 (固定資産評価額) × 税率 (建物 4 %、土地 3 %※³)
- ・土地の減税・免除は、取得日の翌日から **1 年以内** に建物の建設に着手した場合に限る。
また、特定業務施設の水平投影面積部分が対象。

免除

国税
(法人税・所得税)

オフィス減税

- 認定日から **3 年以内** に特定業務施設を新增設し、事業の用に供する
- 建物等の取得価格**3,500万円以上** (中小事業者等※²は**1,000万円以上**) 上限80億円

特別償却
15% 又は 税額控除
4 %特別償却
25% 又は 税額控除
7 %

- ・建物、建物附属設備、構築物の取得価格に対して適用

雇用促進税制

- 特定業務施設における**雇用者※⁴の増加数※⁵**に依じる
- 適用年度ごと「雇用促進計画」をハローワークへ提出

新規雇用者
30万円 転勤者
20万円新規雇用者
50万円+40万円
上乗せ分※⁶ 転勤者
40万円+40万円
上乗せ分

- ・増加雇用者 1 人あたりの税額控除額
- ・認定日を含む事業年度から翌々事業年度の要件を満たした年度に適用 (ただし、新設により施設整備を行う場合は、施設の事業供用開始の日を含む3事業年度。)

詳しくは税務署や労働局、ハローワークへ相談を

※ 1 法人税法・所得税法の規定に基づく、建物及びその附属設備、構築物、機械及び装置、備品等

※ 2 租税特別措置法の規定に基づく、中小事業者、中小企業者、中小通算法人

例) 中小企業者…「資本金・出資金の額が 1 億円以下の法人(発行済株式・出資の総額の2分の1以上を同一の大規模法人が所有、もしくは総額の3分の2以上を複数の大規模法人が所有している法人を除く)」又は「資本・出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人」

※ 3 宅地の場合、課税標準額を 2 分の 1 とする特例措置が適用 (令和 9 年 3 月 31 日までに取得した場合)

※ 4 無期雇用かつフルタイムの雇用保険一般被保険者に限る

認定日以後、特定業務施設以外の施設で雇用され、雇用された日を含む事業年度の終了日に特定業務施設に勤務する者は新規雇用者とする。

※ 5 法人全体の雇用者増加数が上限 (上乗せ分を除く)

※ 6 上乗せ分は最大 3 年間継続。特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合は、それ以降適用されない。

Q1 特定業務施設の整備に該当する用途変更とは、どのようなものですか？

- ①又は②の場合該当します。
- ①特定業務施設に該当しない既存施設（倉庫等）の改修を行い、特定業務施設となる事務所等に整備すること。
- ただし、外形上明確に判別がつくものとし、一時的な事務作業等に用いられる場所の整備は、用途変更には該当しません。
- ②会議室等のスペースに事務機器を増設する等のオフィス環境を整備すること。

Q2 着工前とはどの時点ですか？

杭打ち工事や根切り工事の開始前のことです。

賃貸や購入による場合は、賃貸借(売買)契約締結前をいいます。

Q3 特定業務施設とそれ以外の業務施設が混在する場合は、どのように扱いますか？

階層単位や執務室単位、“島”単位等、具体的な業務施設の構造等を勘案し、特定業務施設となる部分を明確に区分します。特定業務施設部分が優遇措置の対象となります。

Q4 令和6年度から特定業務施設の対象となった商業事業部門（一部）とはどのようなものですか。

想定されるケースとして、専ら業務施設において、メールや電話、ウェブ会議システム、SNS、生成 AI 等の情報通信技術を活用して、顧客と非対面でコミュニケーションを行う以下のような業務が対象となります。

販売・サービスの勧誘（営業）、販売、契約締結等に関する業務、営業管理又は市場調査に関する業務、購買管理又は購買企画に関する業務。

Q5 従業員の増加要件における、中小企業者の定義は何ですか？

「中小企業等経営強化法」に定義する中小企業者をいいます。（注）税の優遇措置での定義と異なります。

業種	資本金の額	従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種に属する業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下